

## 第10回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果

日 時	令和2年4月17日（金） 13：30～15：15	場 所	峰山庁舎 205会議室	事務局部課名	市長公室 政策企画課
出席者	市長、両副市長、教育長、本部員 13 名、事務局 7 名 計 24 名				

三崎市長より	<p>○昨日全国に緊急事態宣言が発令され、京都府を含む 13 都道府県は「特定警戒都道府県」の位置づけとなった。本日の府本部会議での知事発言を受け、市としてしっかり対応できるよう協議をお願いする。</p> <p>○市民の方から、不安感と行政に対する厳しい声が届いている。市民の方の不安や生活、仕事に対する支援をできるよう、全職員が一丸となって真剣に取り組んでいただきたい。</p> <p>○職員の健康を守ることを含め、万全の体制をとっていただきたい。</p>
--------	---

### 報告・検討事項

協議事項	部課	概 要	結果
(1) 国・府の状況	健康長寿福祉部	<p>○資料に基づき説明 緊急事態宣言が発令され、都道府県知事は特措法に基づく措置が可能となった。主な項目については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示</li> <li>・ 臨時医療施設等の土地、建物の強制使用</li> <li>・ 医療用品、マスク、食料品等の売渡しの要請・収用 等</li> </ul> <p>このうち、現時点での京都府における緊急事態措置の概要は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外出自粛の要請 …通院、食料品の買い出し、通勤等生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。</li> <li>2 イベントの開催自粛の要請 …規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請。ただし、公営住宅の入居説明会等、生活の維持に必要なものについては感染防止策を講じた上での実施を要請。</li> <li>3 施設の使用制限の要請 (1) 基本的に休止を要請する施設               <ol style="list-style-type: none"> <li>①カラオケ等の遊興施設、集会場等の集会施設、体育館等の運動施設、パチンコ店等の遊戯施設、学校等の文教施設。 …休止の要請に従わなかった施設については個別に要請をし、さらに従わなかった場合、施設名の公表を検討する。罰金はない。</li> <li>②床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>を超える下記の施設 自動車教習所、図書館、ホテル又は旅館（集会に使用する部分に限る）、生活必需物資の小売関係等以外の店舗等の大学・学習塾、ホテル又は旅館、商</li> </ol> </li> </ol>	【報告事項】

		<p>業施設。  …休止の要請に従わなかった施設については個別に要請をし、さらに従わなかった場合、施設名の公表を検討する。罰金はない。  (2)特措法によらない協力依頼を行う施設  床面積の合計が1,000㎡以下の上記②の施設  措置に伴い、府に緊急事態措置コールセンターが設置された。電話番号は075-414-5907。開設時間は平日9時～18時。  休業要請に協力した事業者への支援として、府独自の支援がある。中小企業は20万円、個人事業主は10万円。</p> <p>(商工観光部長)  マインは食料品部門については開業し、ゲームセンターは自主的に閉めるとのこと。</p>	
(2) 市内公共施設の対応	総務部	<p>○資料に基づき説明  京都府が特定警戒都道府県となったことを受け、市内公共施設（指定管理施設を含む）について、屋内外を問わず使用・貸出を明日（4/18）から禁止する。  使用料の返還については申し出があった場合のみだったが、今回は市が施設の利用制限を行っているため、利用者に連絡をして使用料の返還を行っていただきたい。</p>	<p>【決定事項】  ・市内公共施設（指定管理施設を含む）の休館  ・期間：4/18～5/6  ・使用料：返還の手続きを行う</p>
(3) 市内小中学校の対応	教育委員会	<p>○資料に基づき説明  法令に基づき、小中学校を臨時休業する。休校期間は、4/21～5/6。登校日は2日（4/24、5/1）で、健康観察や学習課題の提出等を行う。夏休みの大幅縮小も検討中。  放課後児童クラブは開設予定。ただし、感染症予防の観点から、真に必要な方のみの利用とし、利用人数が少なくなるよう努めたい。</p> <p>(市長)  北部5市については、府立学校も含め4/21からの休校で統一された。</p>	<p>【決定事項】  ・小中学校の臨時休業  ・期間：4/21～5/6  ・放課後児童クラブは、真に必要な方のみの利用として開設</p>
(4) 市民への市長メッセージ	秘書広報広聴課	<p>○資料に基づき説明  全国に緊急事態宣言が発令されたことを受け、防災行政無線とHP、Facebookで市長メッセージを発信する。  あわせて、報道機関への投げ込みを行う。内容は小中学校、放課後児童クラブ、保育所・認定こども園の対応、公共施設の利用制限について。</p> <p>市内に感染者が出た場合は、市民からの問い合わせに対する対応職員を配置す</p>	<p>【決定事項】  本日（4/17）市長メッセージ発信、報道機関への投げ込みを行う。</p>

		<p>る。(事務局 6 人、政策企画課 6 人、秘書広報広聴課 3 人、峰山を除く各市民局 2 人×5 市民局、教育委員会 2 人)  (市長公室長)  対応職員へは Q&amp;A の電話対応マニュアルは最新のものを配布する。</p>	
(5)その他	商工観光部	<p>○資料に基づき説明  ホテル、旅館等は売上 30~50%減少という声が多い。機械金属業ではリーマンショックを超えていると話す経営者も多い。織物業は生産受注が低下している。建築業は建築資材が中国から入荷されない状況が続いている。</p>	【報告事項】
	農林水産部	<p>丹後王国の西利では市内観光の減少により、緊急事態宣言が発令以降は前年比 85%売上減。  政策金融公庫への相談内容は、返済の期限猶予がほとんど。  学校給食がなくなることから、給食に使用する予定だった牛乳・葉物を各庁舎で販売して、支援できればと考えている。</p>	【報告事項】
	建設部	<p>コロナの影響で解雇され、住宅からの撤去を求められた方に対して公営住宅を提供するよう通知があった。通常の市営住宅の募集(市営住宅 4 戸・特公賃 1 戸の計 5 戸)を連休明けに予定しているため、通常募集を優先し、空き室が生じた場合に、目的外使用としてコロナの影響による入居希望者への対応を行う予定。</p>	【報告事項】
	秘書広報広聴課	<p>「(仮称)新型コロナウイルス感染症対策パンフレット」を作成する。掲載する支援制度について、担当部局は 4/21 までに報告をお願いする。掲載内容についての理事者の意思決定は秘書広報広聴課で行う。  公表はホームページで行う。また、市民局等での配架とし、全戸配布は考えていない。おおよそ 10 日に 1 回の更新を考えている。  (総務部長)  急ぐことであるが、制度が不確定なものは控えること。また、掲載用とは別に理事者の意思決定のための詳細な説明資料が必要と考える。秘書広報広聴課は、掲載用資料のみでは理事者への説明が困難であるため、各部局は 2 種類の報告書の作成をしてはどうか。</p>	<p>【決定事項】  ・感染症対策パンフレットを作成する  ・掲載内容の報告期限は 4/21  ・報告内容は 2 種類(掲載用と理事者の意思決定用)</p>
	健康推進課	<p>寄附いただいた事業所は 3 事業所。大宮メリヤスから布製マスク 100 枚、松村産業からサージカルマスク 6,000 枚、奥滝電気(株)から防護服 5 着。  市民局、市民課の窓口環境整備として、200 枚除菌シートを配布した。  マスクの在庫は 17 万枚。</p>	【報告事項】

	梅田副市長	<p>職員へのマスクの配布について 自分でマスクを確保できず、長時間市民対応を行う職員へは、事務局に申し出ていただければマスクを配布する。既に配布したマスクについては、不要な場合は返却を。</p>	【決定事項】
	上下水道部	<p>お客様センターは 2 班体制で時差出勤ができる体制をとれるが、同じフロアにある施設管理課の対応についてはどう考えたらよいか。</p> <p>(市長公室長) 京都府は出勤する職員数を 1/2 にしていくとのこと。京丹後市では府と同じ対応も在宅勤務も難しい。分散勤務等について検討中。</p>	【検討事項】
次回の日程(場所)	<p>未定 令和2年4月 日 ( ) ~ (予定) 峰山庁舎 会議室</p>		